

知っておきたい 「生活と保険」



Vol.3

意向確認・健康告知について

保険の申込みをする際は、申込者本人もしっかり内容を確認、理解した上で契約する必要があります。昔は説明書類なども細かく、複雑で、読みやすいといえたものではありませんでしたが、読みやすく理解しやすいように書類も改善されています。

CFP 鈴木 暁子

FPオフィス Next Yourself代表
外資系コンピューター・メーカーのSEを経て、CFP、キャリアコンサルタント、DCプランナーなどを取得し独立。企業や自治体、大学などのセミナー講師、書籍やコラム執筆、個別相談など精力的に活動。



CFPとは？

上級ファイナンシャルプランナー。世界24カ国・地域（2017年2月現在）で導入されている、ファイナンシャルプランナー（FP）の頂点とも言える資格。原則として一国一組織により資格認定が行われており、日本では日本FP協会が認定している。

契約前に不明な点は担当者に確認を

契約内容については、契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり、約款などで確認するようになっていますが、1冊の中にすべて書かれている場合や、それぞれ分かれている場合もあります。

契約概要には、主に保障内容や給付金支払いの際の制限や支払いができない場合、引受条件、保険料や解約返戻金、

配当金、その他特記事項などが記載されています。

注意喚起情報には、契約の申込みに際する注意事項として、クーリング・オフ、告知義務、保障の開始時期、保険料に関すること、諸手続きその他について記載されています。特に契約者が不利益を被るケースなどについて書かれているので、必ず読み、不明な点は担当者に確認しましょう。

望む内容かを確認する「意向確認書」

説明書などを読み、十分理解したら申込手続きとなります。ここで申込者が提出する書類として特に重要なものが二つあります。

一つ目は「**意向確認書**」です。

意向確認書は2007年から導入された書類で、

①契約しようとしている保険商品が顧客のニーズに合ったものかを確認する機会を確保すること

②顧客が適切に保険商品を選択し、契約できるようにすること

と金融庁が保険会社に対して指針づけたことにあります。①については前述の契約概要や注意喚起情報で対応し、②については意向確認書で対応するようにしています。

健康状態を申告する「告知書」

重要な提出書類の二つ目は「**告知書**」です。

保険は多くの人が保険料を出しあい、相互保障しあう制度です。したがって申込時点ですでに健康状態の良くない人や、危険性の高い職業に従事している人が、そうでない人と同じように契約できてしまうと、保険料負担の観点から公平とはいえません。そのため申込時には保険会社が契約を引き受けるか否かを判断するのですが、告知書の質問に対し本人に回答を記入し、提出してもらいます。

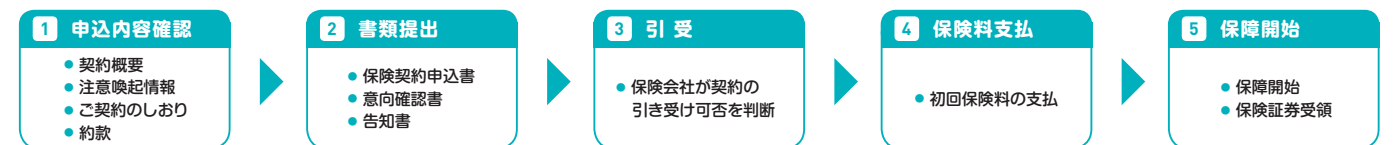
記入日、氏名（ふりがな）、生年月日、性別など基本的なことからのほか、現在の職業について告知をします。

さらに健康状態についての告知があります。こちらは、現在の健康状態、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、身体の障害状態などをたずねられます。保険会社はこの回答により当該契約を引き受けるか判断します。ここで誤解されている

人が多いのですが、病歴があるからといってすべて引き受けを断られるわけではありません。もちろんお断りの場合もありますが、一部保障内容に制約を付けて引き受けするなど、リスクに応じた対応がされる場合もあります。質問の内容や引受判断基準は保険会社によって多少の差異はありますのでご確認ください。

ここで重要なのは「事実をありのままに」記入するということです。どうしても自分に都合良く解釈しがちですが、質問に対し素直に回答してください。故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違う告知をすることを告知義務違反といい、契約の解除、給付金の支払い事由が発生していても支払ってもらえない、すでに支払われていた給付金の返還請求をされるなどのデメリットが生じます。回答に迷う場合は自己判断せず、担当者に確認をした上で回答すると良いでしょう。

■ 保険契約手続きの流れ



適正な保険料で適正な保障を確保する

保険の見直し相談などでお話を伺うと、ご自身の保険証券の内容を理解できていない方が実に多くいらっしゃいます。毎月の保険料は引き落としされるので意識される方

は少ないのですが、保険料を支払う期間は数十年。保険契約で最も重要なのは、「適正な価格で適正な保障を確保すること。しっかり理解、納得した上で賢く保障を確保しましょう。

社員援護保険「ゆうライフ」のご案内

郵政福祉でも退職給付保険、災害保険、社員援護保険の3商品について意向確認や告知をしていただいております。その中から、今回は社員援護保険についてご紹介をしたいと思います。

社員援護保険「ゆうライフ」は、日本郵政グループの皆さまに安定した生活を送っていただくための、万が一の事故に備える商品です。

- ① 保険加入者ご本人だけを保障する普通援護のほか、配偶者も保障対象とする特別援護にご加入いただけます。
- ② 保険料は普通援護1口60円/月、特別援護120円/月と無理のない負担額でご加入いただけます。
- ③ ご退職後も満65歳まで継続してご加入いただけます。
- ④ 約121,000人の日本郵政グループの皆さまにご加入いただいています。(平成28年度末現在)

(ご加入例:60歳未満)

普通援護 30口加入 の場合	保険料	月額	1,800円
	保険金		
	不慮の事故等による死亡の場合	13,500,000円	
	上記以外による死亡の場合	7,500,000円	
	所定の障害状態になった場合	最高 7,500,000円	
	不慮の事故による入院の場合※	1日 12,000円	

注 入院1日目から180日を限度に支払われます

◎ 社員援護保険「ゆうライフ」 お客様のご意向の確認

1	保険金の支払事由など補障内容は、ご確認いただきましたか。
2	保険料（払込方法・金額）、補障額（保険金額など）をご確認いただきましたか。
3	配当金がないこと、また、解約返戻金についてご確認いただきましたか。

◎ 社員援護保険「ゆうライフ」 健康告知について

告知日（記入日）	平成 年 月 日
現在、下記のいずれかの病気や異常で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けていませんか。	
●新生物 ●糖尿病 ●心疾患 ●脳血管疾患 ●消化性潰瘍 ●肝臓及びすい臓に関わる疾患 ●腎炎・ネフローゼ等腎・尿路疾患 ●肺疾患 ●認知症、アルコール精神病及び精神疾患 ●骨髄及び神経の疾患 ●血管及び血液の疾患	

※1 上記以外の病気でも、入院、通院、医師の指示により投薬又は食事療法をしている場合、手術、注射（点滴含む）、湿布、放射線照射、人工透析、ペースメーカー等の医学的処置を受けている場合や、身体に残る障害や先天性の病気がある場合もお申し込みいただけます。

※2 一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、花粉症、歯治療）、手足の骨折は含みません。

契約者様 記入欄 (自署)	「お客様のご意向の確認」の各質問の内容について確認しました。 また、「健康告知について」の質問事項に対する回答は事実と相違ありません。 平成 年 月 日 「ご署名」
---------------------	---

※社員援護保険の意向確認および健康告知は、ご本人さまと配偶者さま両方に行っていただく場合がございます。

※詳細については必ずパンフレット等をご確認ください。